

すまいる住宅登録事業等の拡充について

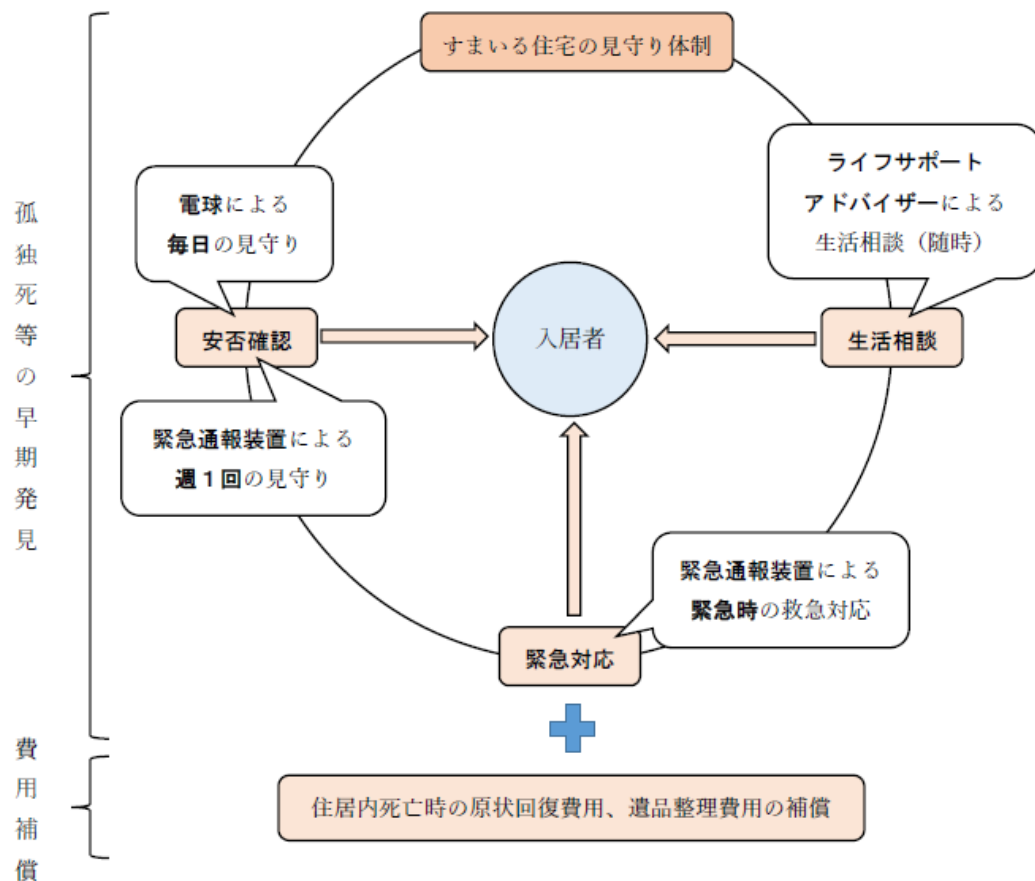
1 見守り電球の導入（令和2年度から実施）

（1）概要

すまいる住宅では、入居者に「安否確認」「緊急時の対応」「生活相談」を一体的に提供することで、家主等だけでなく入居者も安心して住み続けられるように見守りを行っている。

令和2年度からは、新たに電球による見守りを導入し、見守りを拡充するとともに、居室内死亡時の費用補償も行うことで、家主等の不安軽減を図り、住まいの確保を図っている。

（2）すまいる住宅における見守り体制（イメージ図）



2 障害者に係る対象者の拡充（令和3年度から実施）

障害者の地域移行等の観点で、制度の利用要件である障害等級を廃止し、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者全てを対象とする。

※関連として、住まいの協力店登録事業、移転費用等助成事業についても同様の拡充を行う。